年金のお知らせ
Pension Infomation

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和４年１月１日から令和４年12月31日に納められた保険料の全額です。この期間に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

●対象となる方

1）**令和４年１月１日～令和４年９月30日の間に国民年金保険料を納付された方**
令和４年10月下旬～11月上旬にかけて順次「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発送

2）**令和４年10月１日～令和４年12月31日の間に国民年金保険料を納付された方（上記の対象者は除く）**
令和５年２月上旬にかけて順次「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を発送

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

▶社会保険料控除のQ&A

Q. 控除証明書は再発行できますか?

A. 納付に関することは、すべて日本年金機構が管理しています。再発行の手続きは、日本年金機構の「ねんきん加入者ダイヤル」か、徳島南年金事務所（☎088-652-1511）に再発行を依頼してください。※基礎年金番号を用意してお問い合わせください。

Q. 被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の加入者に控除証明書は発送されますか。

A. 被用者年金の加入者の方でも、令和４年中に国民年金保険料を一度でも納付された場合は、日本年金機構から国民年金保険料を発送します。なお、被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）の保険料については、お勤め先で控除額を算出の上、市区町村や税務署に届出しますので、日本年金機構で被用者年金の保険料について控除証明書を作成し、その加入者の方に発送することはありません。

【お問い合わせ】
ねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004
月～金曜日　8:30～19:00、第2土曜日　9:30～16:00
（休日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）

高齢者再就職の相談窓口

徳島県生涯現役促進地域連携事業推進協議会
☎ 088-676-4421

徳島県生涯現役促進地域連携事業推進協議会が55歳以上の方の再就職や就業支援の相談窓口を開設します。

●日時：10 月 24 日（月）　13：00 ～ 15：00
※前日までに要予約
●場所：美波町社会福祉協議会

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱の一部改正

役場住民生活課☎ 77-3613

美波町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱の一部を改正しました。これまで以上に、多くの方に利用していただけるように、より負担が少なくなりました。詳しくは、役場住民生活課までお問い合わせ下さい。

【改正箇所】

●助成対象者
「本町の住民基本台帳に記録されている者」の次に「町内に事業所及び活動の拠点を有する団体」を加えました。

●助成金額の限度額
「10,000 円」から「15,000 円」に改めました。

野焼きをされる方へ

役場住民生活課☎ 77-3613

最近野焼きに関する苦情が寄せられています。焼却をしても可能な廃棄物は、下記のとおり決められております。これ以外の廃棄物は、指定のゴミ袋に入れてゴミの日に出してください。また、焼却可能な廃棄物についても、風向き等により他の家の洗濯物に灰が付着したり、ニオイがついたりして迷惑をかけたりする場合があるので、充分気を付けてください。

1）国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物
2）震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物
3）風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物
4）農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物
5）たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

由岐 B&G 海洋センタープールの臨時休館

由岐 B&G 海洋センター☎ 78-0201

令和4年11月1日～令和5年3月31日にかけ、プールの暖房器具等の改修工事を行います。アリーナやトレーニングルームは、従来どおりご利用できます。利用者の皆様にはご不便ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

美波町 LINE 公式アカウントのリニューアル

役場政策推進課☎ 77-3616

美波町 LINE 公式アカウントを住民のみなさまがより便利に使っていただくため、内容やデザインを見直しリニューアルいたしました。行政情報の配信に加え、生活に役立つ情報の検索などが簡単に行えます。この配信この機会に右記 QR コードから友だち追加をお願いいたします。

友だち追加はこちらから↑

ごみの出し方について

役場住民生活課☎ 77-3613

日頃からごみの分別にご協力いただきありがとうございます。近年、ごみの分別方法が多様化していることから、役場へのお問い合わせが増えております。そこで、分別に迷いそうな下記のごみについて、次のような方法により出していただくよう、お願いいたします。

●白色トレイ
資源ごみ集積場所の指定のビニール袋に入れてください。白色トレイ以外のごみは入れないでください。

●納豆の容器
燃えるゴミとして出してください。

●スプレー缶・カセットコンロのガスボンベ
水中で穴をあけて燃えないごみとして出してください。

●使い捨てライター
布等でくるんで、プラスチックの部分にひびを入れるなどして、燃えないごみとして出してください。燃料が残っていると、火災等の原因となります。

●食用油・塩素系洗剤の容器
リサイクルの対象にならないので、燃えるごみとして出してください。